

眞珠灣攻撃共同調査委員會議據書類
第三十三號 拔萃 I 米國國會第七十九
議會第一會期

證據書類第三十三號

ワシントン陸軍省 Bノ2 作成陸軍情報判

(出) 一九四一年(昭和十六年)七月二十五日
主 題 對日制裁

(拔 萃)

1 審 議

一九四一年(昭和十六年)七月十二日、日本政府は國民の資本の統制()
を引き繼いで()權を掌握し、之を國家の爲に動員すべき旨決定したと發
表した。此の新政策は、明らかに過去の經濟態勢を放棄するものであり、
且防禦体制を支持すると同時に最高度の生産を達成する爲に政府の意の
ままに資本を動員し分配することを要求するものである。

三、新政策が、日本に於ける悲惨な経済状態を改善するには手遅れな策であることは判り切つたことである。この状態と云ふものは、一九四一年本部極東課に於て編纂せる一九四一年（昭和十六年）五月二十七日、「極秘日本経済評價」に於て指摘されてあり、其の寫しは表1として茲に添はしてある。

（本同表省略）

1111111111

米國陸軍代將

G 12、謀次長代理

シトーマン、マイルス

同封一通、表1
寫送付先

陸軍長官

共同委員會幹事

參謀長代理

戰爭計畫部

a p s

（鉛筆書記録）本覺書は通商停止決定に關する情報入手前に認められたものである。

Def Loc No. 1500 E-3

「眞珠灣攻撃」第十四卷一三四四頁一三四五頁

エ
ス
、
エ
人
エ
ツ
チ
、